ORGANIC

2024年7月　有機加工食品の日本農林規格の改正がありました。

（農林水産省告示 第18号）

改正前	改正後
農産物の加工品に使用する場合（食塩水（99％以上の塩化ナトリウム を含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次 亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物 の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸 の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。

これまでは、有機栽培の栽培資材として使用は可能で、収穫後の調整用資材としては食塩水を電気分解したものに限りましたが、今回の改正により有機加工食品の殺菌料としても使用できるようになりました。

農業分野における認可

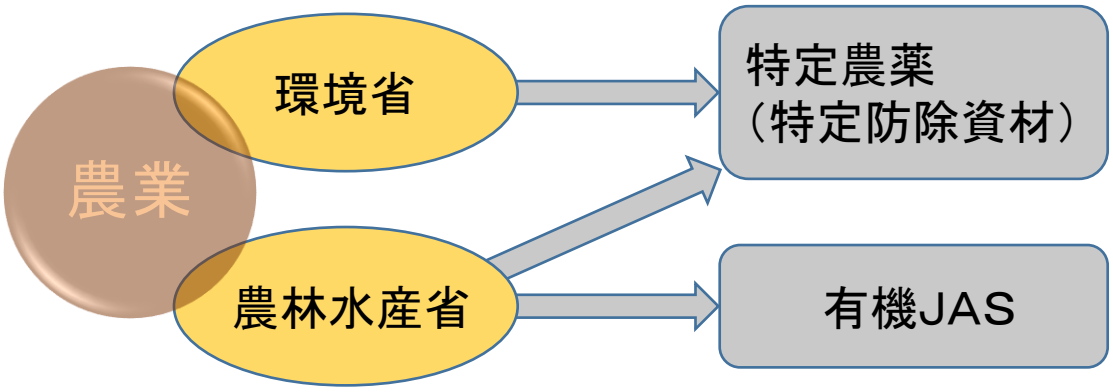

2014年3月　　特定農薬（特定防除資材）への指定

2017年3月　　有機農産物の日本農林規格の改正

「ほ場又は栽培上における有害動植物の駆除」→別表2の農薬に限り使用することができる」別表2に次亜塩素酸水が追加

2024年7月　　有機加工食品の日本農林規格の改正

次亜塩素酸水すべてが使用可能に

環境と人に優しい無塩電解水
JSAEW
一般社団法人
日本微酸性電解水協会
Japan Slightly Acidic Electrolyzed Water